

# 文化財防火デー

## 消防訓練を実施!!

### 町内文化財での消火訓練

昭和24年1月26日、奈良県の法隆寺金堂から出火し国宝の十二面壁画の大半を焼損しました。その後も金閣寺などの貴重な文化財の火災が相次いだことから、昭和30年この日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動が展開されることになりました。

この町においても1月26日(木)に伊野地区の「相本神社」で火災発生との想定のもと、



消防団伊野分団と仁淀消防組合消防署の合同で、消防ポンプ車等を用いての消火訓練を行いました。

また、1月27日(金)に本川地区の「本川新郷土館」と「国の重要文化財 山中家住宅」において、消防団、嶺北消防署、四国電力株式会社などと合同で、文化財施設の初期消火訓練と防火設備・電気設備の点検を実施しました。



## ◎一般住宅にも住宅用防災(火災)警報器の設置が義務付けられました!!

住宅火災による死者数が急増しており、特に死者の半数以上が高齢者で、死に至った原因の70パーセントは逃げ遅れとなつていきます。

このため、火災からかけがえない生命を守るため、消防法及び仁淀消防組合火災予防条例の一部が改正され、全ての一般住宅にも「住宅用防災(火災)警報器」の設置が義務付けられました。

室と3階の階段

1階及び3階又は3階に寝室がある場合は、寝室と1階及び3階の階段

④前述①②に該当しない階で、7平方メートル以上の居室が5以上ある階の廊下(廊下がない場合は階段)

※警報器は、寝室の数に応じて設置が必要です。

### 【住宅用火災警報器の概要】

○煙式で、天井又は壁に簡単に取り付けられ、音声や警報音で火災を知らせます。

○電池タイプとAC100Vタイプがあります。

○電池が少なくなると警報します。新しい電池と取り替えてください。

※購入するときは、日本消防検定協会鑑定に合格した「検定マーク」のあるものが安心です。



### 【基準の特例】

消防法令の想定していないような高性能で特殊な警報器や消火設備等が設置されている場合や、既に住宅用火災警報器と概ね同等の性能を有する住宅用防災(火災)警報器等、又はこれに類する機器が設置されている等の場合においては、適用が除外されます。

(適用除外とする場合は、事前に仁淀消防本部予防係に相談してください。)

◎悪質な訪問販売には、注意してください!!

市場価格を超えた高額で販売する業者や、消防職員を装って訪問し、粗悪品を押し売りするケースもあります。消防署員が住宅用防災(火災)警報器を販売することはありませんので、訪問販売には十分注意してください。

### 問い合わせ先

仁淀消防本部予防係

☎893-3221

全国フリーダイヤル

☎0120-565-911